

資料 2

国際自由労連 ICFTU (International Confederation of Free Trade Unions)
ILO 第 89 回総会 (2001 年 6 月) / 第 5 議題 「協同組合の促進」

労働者代表向けブリーフィング・ノート (抄訳)

翻訳 菅野正純 (日本労協連・協同総研)

1. 背景 (略)

ILO の取り組み経過

2. ILO 勧告改定提案 (「イエロー・レポート」の結論)

こうした ILO の討議への労働組合のインプット準備は、ILO / ACTRAV によって組織され、2001 年 4 月に行われた ICFTU と ICA (国際協同組合同盟) の協議会合で大きく促進された。会合は、この種の協議としては 4 回目で、これ以前の ICFTU と ICA の協議は、1997 年 9 月、1998 年 9 月、2000 年 1 月に行われた。ICFTU と ICA の協同は、ICFTU / APRO と ICA のアジア太平洋リージョナル機関である ICA / ROAP との共同活動によっても促進された。ここには、2000 年 10 月にマニラで開かれた共同のワークショップも含まれる。

2.1 ICFTU の見解

提案されている結論は、協同組合が今後活動しなければならない、変化しつつある環境を適切に反映している。しかし、以下の諸点において改定が必要である。

(組合員を基礎とする連帯組織であり、商業目的しか持たない他の企業組織と異なる) 協同組合のアイデンティティを完全に保ち、これを (勧告に) 反映させる

前文で結社の自由を含む人権条約に言及させる

単なる「雇用の創出」でなく、「decent work」の創出を目的の一つにすべき

定義:(経済、社会、文化の)あらゆる面からコミュニティに関与するという、他の企業との違いを正確に反映させる

協同組合に対する政府の役割を、授権的(enabling)な、実効性のあるものとする。監査・監督についても、その特別の性格を反映したものとする

使用者団体、労働団体、協同組合は、インフォーマル部門だけでなく、経済全体において協同組合の促進することを求められるべきである。インフォーマル部門は、単に一つの「部門」ではなく、多様な活動部門における無数の小さなサブ部門から構成されている。このことが反映されるべきである

労働団体の役割:協同組合の労働者・従業員が自らを組織することを促す課題を強調すべ

3 . 結論

協同組合は、(経済) 発展に伴う社会問題に効果的に立ち向かい、尊厳ある労働を保障し、住民の中の傷つきやすい人びとに手を差し伸べる上で、労働組合の本来的なパートナーである。こうした文脈の中で、イエローレポートの「結論提案」は、変化したグローバルな環境をよく反映しているといえる。しかしながら、先に示した見解や関心が、テキストに適切に組み入れられなければならない。そのことによって新たな(協同組合促進勧告) 文書を、ILOの(雇用、社会保障、労働条件、結社と団体交渉を扱う) その他の文書と両立できるものにしなければならない。

ICFTUとICAは、グローバルなレベルと、リージョナルなレベルで協議してきた。この協議を通じて、労働運動は協同組合の重要な意義を認め、変化する経済的・社会的趨勢の中での、したがってまた協同組合に関する127号勧告の改定の中で協同組合に与えられる重要な役割を明らかにした。この位置づけは、ILOが「ホワイトペーパー」(マ)で編集した回答の中にも示されている。そこでは、各国ナショナルセンターが、進んで意見を表明し、変化する環境における協同組合の意義を認めている。

労働組合は、組合員の必要に役立つあらゆる分野で、組合員が協同組合を設立するよう、奨励する必要がある。労働者による企業の所有と管理(マネジメント) は、社会に役立つものになることができる。労働組合によるインフォーマル労働者の協同組合への統合は、労働運動を強めるだろう。

労働組合は、協同組合の原則やその活動に対して、組合員の関心を向けさせることが必要である。同様に、協同組合もこれに答えて、労働組合の原則と活動、および中核的な労働基準について、組合員向けのオリエンテーション・プログラムを実施すべきである。協同組合が労働法を認め、模範的な雇用者として活動し、労働者および労働組合とのきずなを強化することが重要である。

労働組合と協同組合の連携は、(経済) 成長の将来的方向を形づくることのできる。決定的に求められているのは、両者の相互的連携と共同の活動および取り組みに、内容と形を与えることである。